

---

◎意見書案第3号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第19、意見書案第3号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 意見書案第3号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首、背中の痛み、腰痛、目まい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下等のさまざまな症状が複合的に発症する疾病と言われている。

医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきた。また、この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていなため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦労もはかり知れないものがある。

平成23年度の厚生労働省研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」の報告書に、「交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決してまれではない」と明記され、このことにより外傷による髄液漏れはあり得ないとの医学会の常識を覆す結果となった。

さらに、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ、昨年5月に、治療法である硬膜外自家血注入療法（いわゆるブラッドパッチ療法）が「先進医療」として承認され、7月から平成26年度の保険適用を目指し、ブラッドパッチ療法の治療基準づくりが開始された。

また、研究班による世界初と言われる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も並行して行われることになっているが、脳脊髄液減少症患者の約8割は「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないため、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられている。

よって、国会及び政府においては、以上の現状を踏まえ下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成 26 年度に保険適用とすること。
2. 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を平成 25 年度以降も継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子供に特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
3. 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
4. ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県に最低 1 カ所設けること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第 3 号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。